

熊本県立自然公園の許可、届出等の取扱要領

平成18年1月20日 自保第785号

関係地域振興局長宛 環境生活部長通知

目次

- 第1章 総則（第1）
- 第2章 特別地域に関する許可（第2 - 第12）
- 第3章 届出（第13 - 第19）
- 第4章 国の機関等が行う行為の取扱い（第20 - 第22）
- 第5章 利用調整地区に係る許可等（第23）
- 第6章 報告（第24 - 第25）
- 第7章 違反行為（第26 - 第30）
- 第8章 立入検査（第31）
- 第9章 損失補償（第32）
- 第10章 書類の交付等（第33）
- 第11章 熊本市の区域に関する取扱い（第34）

第1章 総則

（通則）

第1

熊本県立自然公園条例（昭和33年熊本県条例第45号。以下「条例」という。）第21条第1項に規定する特別地域、第22条第1項に規定する利用調整地区又は第31条第1項に規定する普通地域内において行う行為に関する許可、届出、報告、違反行為に対する措置又は損失補償等に関しては、条例及び熊本県立自然公園条例施行規則（昭和47年熊本県規則第45号。以下「規則」という。）の規定によるもののほか、熊本県立自然公園「審査指針」（平成17年11月11日付け自保第543号 環境生活部長通知、以下「審査指針」という。）及びこの要領の定めるところによる。

第2章 特別地域に関する許可

（許可申請内容の事前指導）

第2

許可申請に関し相談を受けたときは、申請に係る行為の内容及び申請書の内容が条例、規則、審査指針及び本要領に照らし適切なものとなるよう指導に努めるものとする。なお、指導に際しては、熊本県行政手続条例（平成7年熊本県条例 第53号）第30条から第34条までの規定に留意するものとする。

（許可申請書の審査等）

第3

1 地域振興局長は、申請書が提出されたときは、当該申請書について不備又は不足がないことを確認し、不備又は不足がある場合には相当の期間を定め、申請者に補正させた上で、申請書が提出された日(申請書の不備又は不足について補正を求めた場合にあつては、当該補正がなされた日)から起算して原則として14日以内に、次の各号に掲げる事項について審査し、処理するものとする。

- (1) 公園計画との関係
- (2) 行為地及び行為地周辺の状況
- (3) 施行方法の適否
- (4) 風致景観又は行為地周辺の環境に及ぼす影響
- (5) 許否に関する意見及び許可する場合の条件
- (6) 他法令による処分の状況
- (7) 土地所有者の諾否
- (8) その他許否の判断に必要な事項

2 申請書に不備又は不足がある場合に行う補正の要求は、補正に要する相当の期間を定めて行うものとする。

なお、相当の期間を経過しても申請書の不備等が補正されない場合にあつては、速やかに熊本県行政手続条例第7条の規定に沿って、当該申請により求められた許可を拒否する処分(返戻等)を行うものとする。

(行為の処分に際しての事前協議)

第4

地域振興局長は、県立自然公園の風致景観又は行為地周辺の環境に著しい影響を与えるおそれのある行為に関する処分については、第3の1各号に掲げる事項に関する調書を添えて、あらかじめ環境生活部長に協議するものとする。

(特別地域内における許可に関する審査基準)

第5

- 1 許可申請の許可の適否の審査に当たっては、審査指針によるものとする。
- 2 審査指針の解釈及び運用に当たっては、熊本県立自然公園「細部解釈及び運用方法」(平成17年11月11日付け自保第543号環境生活部長通知)において定める細部解釈及び運用方法(以下「細部解釈等」という。)によるものとする。
- 3 審査指針及び細部解釈等は、熊本県行政手続条例第5条第1項に規定する審査基準及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第250条の2第1項に規定する許認可等の基準として取り扱うものとし、これらについては、熊本県行政手続条例第5条第3項及び地方自治法第250条の2第1項の規定により、地域振興局において備付けその他の適当な方法により公にするものとする。

(許可等の拒否処分に当たっての理由の提示)

第6

申請により求められた許可を拒否する処分(返戻、不許可処分)を行う場合には、熊本県行政手続条例第 8 条の規定により、処分の内容を通知する書面(以下「指令書」という。)にその理由を記載するものとする。

(許可に際しての条件)

第 7

条例第30条の規定による条件は、付された条件が履行されない場合は、条例第32条第 1 項の規定による中止命令等あるいは条例第56条の規定による罰則が適用され得ることから、具体的かつわかりやすい表現を用い、原則として別表に掲げる例文によるものとする。

(各種行為の主従の判断)

第 8

工作物を新築しようとする際に木竹の伐採、土地の形状変更等を伴う場合等、許可申請の内容に、条例第21条第 4 項各号に掲げる行為が複数含まれている場合であって、行為の主従の判断が可能なものにあつては、主たる行為を許可対象行為とし、その他の行為は関連行為として申請書にその旨明記させるものとする。ただし、次に掲げる場合及び主たる行為以外の行為として申請されている内容が、主たる行為に伴って通常必要とされる行為の範囲を超えると判断される場合には、それぞれの行為を許可対象行為とし、個別に申請を行わせ、個別に処分を行うものとする。ただし、一方の許可申請書と他方の許可申請書と併せて提出し、一方の許可申請書の添付図面等中に、他方の許可申請に係る行為の内容を示させることにより、他方の特別地域内の許可申請書の添付図面等を規則第25条第 3 項の規定により省略させることができる。

- (1) 工作物の新築のための敷地を造成するために水面を埋め立てる場合には、水面の埋立及び工作物の新築として取り扱うものとする。
- (2) その高さが13メートル以上であり、かつ、容易に移転し、又は除却することができない構造の鉄塔(やぐら)を設けてボーリングを行う場合は、工作物の新築及び土石の採取として取り扱うものとする。
- (3) 廃棄物の最終処分場のうち、遮蔽シート等の工作物の設置を伴う場合は、工作物の新築及び土地の形状変更として取り扱うものとする。
- (4) ダム、水門の新築に伴い、河川、湖沼等に水位又は水量の増減を及ぼさせる場合は、工作物の新築及び水位又は水量の増減を及ぼさせる行為として取り扱うものとする。
- (5) 太陽光発電施設の新築に伴い、調整池等を設置する場合は、工作物の新築及び土石の採取又は土地の形状変更として取り扱うものとする。

(相関連した諸行為の取扱い)

第 9

地質調査ボーリングとダム等の建設、発電所建設と送電線架設、温泉ボーリング

と給湯管布設等一定の計画に基づいて行う関連した諸行為については、あらかじめ当該計画の概要を当初の許可申請書に添付させ、計画全体につきその適否を判定することにより、当初の申請に係る行為とその後の申請に係る行為に対する処分が矛盾しないよう措置するものとする。

地熱開発については地熱資源が地下資源であり調査の進展に伴って情報量や確実性が高まっていくとの特性があることから、調査の段階においては、その後の発電所の建設等を許可することとは別のものと解釈し、最終的な発電事業の詳細計画の提出は必要ないものとする。ただし、地熱発電事業の出力規模、施設位置等の想定がある場合には、参考情報として提出を求めるものとする。

(許可後における内容の変更手続き)

第10

規則第9条第1項に規定する申請内容(「予定期間」を除く。)又は条例第30条の規定による条件により確定された工事の着手若しくは完了の日の内容を、当該許可を受けた後に変更しようとする場合は、新たな申請を行わせるものとする。

なお、変更に係る新たな許可申請書の添付図面等のうち、既に許可を受けたものから変更していない内容については、許可申請書の添付図面等を規則第25条第3項の規定により省略させることができる。この場合においては許可申請書の備考欄に、既に許可を受けたものの変更である旨、当該許可処分の日付及び番号並びに許可に付された条件、その他必要な事項を記載させるものとする。

ただし、申請者の氏名又は名称及び住所(法人にあってはその代表者の氏名)の変更については、申請者が同一人である場合に限り当該事項を届け出ることによって足りるものとする。

(その他留意事項)

第11

行為の判断に際しては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 工作物の「高さ」とは、地上部分の最高部と最低部との差(建築物にあっては建築基準法第2条第3号に規定する「建築設備」を含めて算定する。ただし、避雷針及び煙突(寒冷地における暖房等必要最小限のものに限る。)を除く。)をいうものとし、「水平投影面積」とは、当該工作物の占める空間の水平投影面積をいうものとする。

なお、道路にあっては、「高さ」は横断図の測点ごとの最高の法肩と最低の法尻の差のうち最大のものをいい、また、「水平投影面積」は路肩から路肩までの部分(側溝が接する場合にはこれを含む。)を算定するものとする。

また、太陽光発電施設にあっては、「高さ」及び「水平投影面積」は、同一敷地内で行われ、物理的な連続性は有していないが平面上の一様性を有するものと判断される複数の太陽光発電アレイ(設置列)及びパワーコンディショナー等関連設備をひとまとまりとして算定するものとする。

(3) 「仮工作物」とは、その構造が、容易に移転し、又は除却することができるも

の（自力で移動することができない廃車等を単に地上に置いて食堂等の施設として使用している場合を含む。）であって、かつ、設置期間が3年を超えない工作物をいうものとする。

なお、「許可を受けた行為に必要な工事用の仮工作物」の新築、改築又は増築は規則第10条第6号の規定により許可を要しない行為としているが、当該仮工作物は直接工事に関わる工作物をいうものとし、資材を他の場所から搬入するための仮索道等はこれに含まないものとする。

- (4) 「土石を採取すること」とは、温泉ボーリング、地質調査ボーリング等も含め、土石を採取して行為地外に持ち出す行為をいい、「土地の形状を変更すること」とは行為後において行為地内における土石の総量が減少しない行為をいうものとする。

なお、規則第10条第24号の規定により許可を要しないこととされている「土地の形状を変更するおそれのない範囲内で土石を採取すること」とは、小石を拾う程度の行為をいうものとする。

- (5) 標識、案内板、広告塔、遭難慰霊碑、銅像等の工作物は、「広告物その他これに類する物」として取り扱うものとする。

- (6) 分譲地等の「集団的に建築物その他の工作物を設置する敷地」の造成については、むやみに開発行為だけが行われるのを防ぐため、「土地の形状変更」としては取り扱わず、道路又は上下水道施設の整備計画が定まった場合に「工作物の新築」として取り扱う。

（処分権限のまたがる行為の取扱い）

第12

県立自然公園内において行われる関連する行為であって、その処分の権限が複数の地域振興局長にあり、かつ同時に申請された場合には、一括して環境生活部長の権限に係る行為とみなし、取り扱うものとする。この場合において、地域振興局長は、第3の1各号に掲げる事項に関する調書を添えて、環境生活部長に副申するものとする。

第3章 届出

（特別地域における既着手行為等の届出の処理）

第13

地域振興局長は、条例第21条第5項、第6項若しくは第7項の規定による届出書が提出されたときは、当該届出書について不備又は不足がないことを確認し、不備又は不足がある場合には届出者に補正させるものとする。

（普通地域内における行為の届出内容の事前指導）

第14

普通地域内における行為の届出に関し相談を受けたときは、届出に係る行為の

内容及び届出書の内容が、条例、規則及び本要領に照らし適切なものとなるよう指導に努めるものとする。なお、指導に際しては、熊本県行政手続条例第30条から第34条までの規定に留意するものとする。

(普通地域内における行為の届出書の受理等)

第15

1 地域振興局長は、普通地域内における行為の届出書が提出されたときは、当該届出書について不備又は不足がないことを確認し、不備又は不足がある場合には相当の期間を定め、届出者に補正させた上で、当該届出書を受理し、別記様式第1により受理した旨通知するものとする。

なお、この受理した日をもって条例第31条第3項に規定する「届出があった日」又は同条第5項に規定する「届出をした日」と取り扱うものとする。

2 地域振興局長は、受理した届出書について、次の各号に掲げる事項について審査し、条例第31条第2項の規定により当該届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を命ずる処分(以下「措置命令等」という。)を行う必要がある場合は、別記様式第2により環境生活部長に副申するものとする。

- (1) 公園計画との関係
- (2) 行為地及び行為地周辺の状況
- (3) 施行方法の適否
- (4) 公園の風景又は行為地周辺の環境に及ぼす影響
- (5) 禁止、制限又は必要な措置に関する意見
- (6) 他法令による処分の状況
- (7) 土地所有者の諾否
- (8) その他届出に係る措置の判断に必要な事項

3 上記副申は、届出書を受理した日から起算して14日以内に行うものとする。

(普通地域内における措置命令等に関する処分基準)

第16

1 環境生活部長は、条例第31条第2項の規定により措置命令等を行おうとする場合には、熊本県行政手続条例第27条から29条までの規定により、弁明の機会を付与するものとし、処分に当たっては、同条例第14条の規定により達又は指令書にその理由を記載するものとする。

2 環境生活部長は、実地の調査をする必要があるとき、弁明の機会の付与に時間を要するときその他届出を受理した日から30日以内に条例第31条第2項の処分を行うことができない合理的な理由があるときは、同条第4項の規定に基づき同条第2項の規定による命令を行うことができる期間を延長することとし、その旨及び延長する理由を別記様式第3により届出者に通知するものとする。

(普通地域内における行為の届出に係る着手制限期間の短縮)

第17

条例第31条第6項の規定による、着手制限期間の短縮の申請は別記様式第4によるものとする。

(普通地域内における各種行為の主従の判断)

第18

普通地域内における各種行為の主従の判断については、第8に規定するところによるものとする。

(特別地域と普通地域にまたがる行為の取扱い)

第19

- 1 普通地域内において届出を要する行為が特別地域内で許可を要する行為と同一の者により一体的に行われる場合には、普通地域内行為届出書を特別地域内の許可申請書と合わせて提出し、許可申請書の添付図面等中に届出に係る行為の内容を示させることにより、届出書の添付図面等を規則第25条第3項の規定により省略させることができる。
- 2 地域振興局長は、普通地域内の行為に対して禁止、制限又は必要な措置を命ずる処分を行う必要があるか否かを、特別地域内の行為の許可申請の審査と同時に行う必要があると認めるときは、第16の2の規定の例により、条例第31条第2項の規定による命令を行うことができる期間を延長するものとする。

第4章 国の機関等が行う行為の取扱い

(国の機関等が行う行為に対する準用)

第20

条例第54条第1項の規定により国の機関等が行う行為に係る協議は、第2章第2から第12までに定めるところに準じ、条例第54条第2項の規定による国の機関等が行う行為に係る通知は、第3章第14、第18及び第19の1に定めるところに準じて取り扱うものとする。

(普通地域内における行為の通知書の受理)

第21

地域振興局長は、条例第54条第2項の規定により、条例第31条第1項の規定による届出の例による通知があった場合においては、当該通知書について不備又は不足がないことを確認し、不備又は不足があるときは補正させた上で、受理するものとする。

(普通地域内における国の機関等の行為に対する協議の要求)

第22

地域振興局長は、受理した通知書について第15の2各号に掲げる事項について審査するものとする(この場合において、「届出」を「通知」、「条例第31条第2項

の規定により当該届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を命ずる」を「条例第54条第3項の規定により国の機関に協議を求める」と読み替えて適用する。).

第5章 利用調整地区に係る許可等

(一般的事項)

第23

利用調整地区について、条例第24条第1項の規定による指定認定機関を指定せず、地域振興局長自らが条例第23条第1項に規定する認定に係る事務を行う場合において、当該認定申請書の様式その他の当該認定手続きに係る必要な取扱いについては、利用調整地区ごとに別に定めるものとする。

認定のために必要な手続の取扱いについて定めたときは、地域振興局において備付けその他の適当な方法により公にするものとする。

第6章 報告

(許可を拒否する処分等に関する報告)

第24

地域振興局長は、行為の申請又は届出に関する返戻、不許可処分又は措置命令等の処分を行った場合は、当該申請書又は届出書の写しに申請によって求められた許認可等を拒否した理由又は措置命令等の処分を行った理由を添えて速やかに環境生活部長に報告すること。

(地域振興局長の処理に関する台帳の整備及び処理件数の報告)

第25

- 1 地域振興局長は、処理した内容について別記様式第5により台帳を整備すること。
- 2 地域振興局長は、上記台帳の写しを毎年4月末日までに環境生活部長に提出し、前年度分の処理内容について報告するものとする。

第7章 違反行為

(違反行為の予防及び発見)

第26

地域振興局長は、許可又は届出に関して次に掲げる方法により違反行為の予防及び発見に努めるものとする。

- (1) 関係市町村等と連携して県立自然公園内及び周辺地域の住民、事業者等に対し、条例の趣旨及び規定の内容を機会あるごとに周知させること。
- (2) 公園の区域図及び公園計画図を常に整理し、関係者の求めに応じ随時供覧で

きるよう備えること。

- (3) 巡視を励行すること。
- (4) 申請者又は届出者に対し、許可処分を受ける前又は着手制限期間の経過前に行為に着手しないよう指導すること。
- (5) 条件を付して許可された行為または制限され若しくは必要な措置を命ぜられた行為については、当該条件又は制限若しくは措置命令の履行を監督すること。

(違反行為に対する措置)

第27

1 地域振興局長は、許可又は届出に関して違反行為を発見したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。なお、違反処理については、指導等の記録に努めるものとし、最終の処理は文書により行うものとする。

- (1) 違反行為の中止を勧告すること。
- (2) 地域振興局長は、県立自然公園に係る違反行為に関する違反事実をできる限り正確に把握し、その概要、中止又は原状回復その他必要な措置に関する意見等を別記様式第6により速やかに環境生活部長に報告すること。
- (3) 違反行為が他の法令の規定による違反行為と重複するときは、速やかに当該法令に係る関係行政庁に連絡すること。
- (4) 行為の中止を勧告した時点で、当該違反行為により災害の発生の可能性があるると認められる場合には、早急に災害防止のための応急措置がとられるよう取り計らうこと。
- (5) 違反行為が、第5に定める許可に関する審査基準を満たさない場合は、当該違反行為者に対して改善計画の提出を求め、必要な措置を指導すること。
- (6) 違反行為が、公園の風致景観に著しい支障を与えており、当該公園の保護のために条例第32条第1項の規定による中止又は原状回復その他必要な措置を執る必要があると認めるときは、意見書を添えて、環境生活部長に具申すること。

2 環境生活部長は、許可又は届出に係る違反行為に関して、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 違反行為を審査し、必要と認めるときは、条例第32条第1項の規定により中止又は原状回復その他必要な措置を命ずること。

なお、中止又は原状回復その他必要な措置命令に従わない場合において、当該状況を放置することが公園の風致景観又は風景に著しく支障を与えるときは行政代執行法(昭和23年法律第43号)の規定により必要な措置を行うこと。

- (2) 違反行為の態様が悪質である等、特に必要があると認めるときは、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第239条及び第241条の規定により告発の手続をとること。なお、告発に当たっては、あらかじめ警察等の司法当局と調整を行うこと。

(違反行為に対する中止命令等)

第28

条例第32条第1項の規定により中止又は原状回復等を命ずる場合には、熊本県

行政手続条例第27条から第29条までの規定により、弁明の機会を付与するものとし、処分に当たっては、同条例第14条の規定により達はその理由を記載するものとする。

なお、中止を命ずる場合で、公益上緊急に処分する必要がある等同条例第13条第2項に該当する場合は、弁明の機会の付与の手續を執らずに速やかに処分を行うこと。

(中止命令等に対する履行状況の確認)

第29

環境生活部長が、中止又は原状回復等の処分を行った場合には、地域振興局長は、被処分者の履行状況を現地にて確認し、必要に応じ環境生活部長に報告するものとする。

(処分権限の異なる違反行為の取扱い)

第30

違反行為の内容が相関連するものであって、当該行為に対する処分の権限が、環境生活部長の専決事項とされているものと、地域振興局長の専決事項とされているものが一連の行為としてとらえられる場合には、一貫して環境生活部長の専決事項に係る行為とみなし、取り扱うものとする。この場合において、地域振興局長は、自らの権限に係る部分について意見を添えるものとする。

第8章 立入検査

(職員による立入検査等)

第31

- 1 地域振興局長は、条例第29条第1項及び第33条第2項の規定による立入り、検査又は調査を管下の職員に行わせる必要があると認めるときは、当該職員に対し、立入り、検査又は調査の実施を指示する知事の指示書を交付すること。
- 2 当該職員は、立入り、検査又は調査を行う場合は、条例第29条第2項及び第33条第3項に規定する身分を示す証明書とともに1の指示書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第9章 損失補償

(損失補償請求に対する地域振興局長の意見)

第32

地域振興局長は、条例第53条に規定する損失補償請求書の提出を受けたときは、次の各号に掲げる事項及び資料からなる詳細な調書を添えて、環境生活部長に副申するものとする。

- (1) 損失補償請求の原因となった行為許可申請書等及び指令書の写し

- (2) 損失補償請求に至るまでの経緯
- (3) 請求理由及び請求額の当否に関する意見並びにこれを証する資料
- (4) その他補償額決定上参考となる事項及び資料

第10章 書類の交付等

(拒否処分等に係る書類の交付の取扱い)

第33

次に掲げる許可申請により求められた許可等の拒否(不許可処分を含む。)、禁止、命令中止等の処分に係る達又は指令書の交付に当たっては、処分の内容を名宛て人に確実に伝達するとともに、処分のあったことを知った日を明確にするため、当該達又は指令書を直接名宛て人に交付の上、署名若しくは捺印のある受領書を受け、又は配達証明扱いで郵送することにより交付する。

なお、環境生活部長は、第27の1第6号の規定に基づき地域振興局長から具申を受けたものに係る処分に当たっては、当該処分に係る達又は指令書の写しを当該地域振興局長へ送付するものとする。

- (1) 条例第21条第4項の規定による許可申請に対する許可等の拒否の処分
- (2) 条例第22条第3項第6号の規定による許可申請に対する許可等の拒否の処分
- (3) 条例第31条第2項の規定による普通地域における行為の禁止、制限等の処分及び同条第4項の規定による同条第3項の期間の延長の処分
- (4) 条例第32条第1項の規定による原状回復命令等の処分

第11章 熊本市の区域に関する取扱い

(熊本市の区域に関する取扱い)

第34

金峰山県立自然公園における熊本市の区域内で行われる行為の許可、届出等の取扱いについては、本要領中「地域振興局長」とあるのは「環境生活部長」と読み替えるとともに、環境生活部長への事前協議、報告、副申又は具申に関する規定は適用しないものとする。

附則

本要領は平成18年1月20日から適用する。

本要領の改正は平成23年9月2日から適用する。

本要領の改正は令和6年3月18日から適用する。